

第3回第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会

日時 令和6年3月27日（水）

13:30～15:20

場所：香川用水資料館多目的室

（河原（長）副委員長及び河原（能）委員は
ウェブ会議システムにより出席）

出席委員（○印は議事録署名人）

永田委員長

河原（長）副委員長

河原（能）委員

平田委員

○松島委員

○門谷委員

I 開会

- （秋山環境森林部長から挨拶）

II 会議の成立

- 事務局から、第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会委員6名中6名が出席しており、設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立していることを報告した。

III 議事録署名人の指名

- 議長（委員長）が出席委員の中から、松島委員と門谷委員を議事録署名人に指名した。

IV 傍聴人の意見

<公害等調整委員会>

- （公害等調整委員会）今回、第3回第2次フォローアップ委員会ということでご準備をいただいた事務方の皆様、それから、本日まで出席の住民会議はじめ、委員長はじめ皆様、お忙しいところありがとうございます。このフォローアップについて、公調委としても、成立以来

ずっとサポートというか、見守りをさせていただいている。引き続き、この事件の最終的な終結に向けて、公調委としてもサポートしていきたいと思う。本日はよろしくお願ひしたい。

<豊島住民会議>

○（豊島住民会議）第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の先生方には、精力的に取り組んでいただき、心から感謝申し上げます。本日もどうぞよろしくお願ひしたい。

○（委員長）それでは、早速だが、会議に入らせていただく。議題の1番目、地下水の環境基準への到達に向けての計測の実施状況と結果ということで、これは年に4回計測を行わせていただいているその結果の報告であり、秋季分について持ち回り審議で対応いただいた。その経過報告と結論を事務局から報告していただく。

続けて議題の2番目が、今のような持ち回り審議の件だが、ガイドラインを少し改訂させていただいて、もう少し審議の件数が少ないときにも持ち回り審議をさせていただくようなことをこの改訂では考えさせていただければと思う。

結論から言うと、前回は秋の測定結果については、結局持ち回りをせざるを得なくなった。今回、冬の測定は、この委員会で審議できることになる。春の測定はきっとまた持ち回りになってしまう。年に4回測定して会議は2回だけしかないので、結局2回分は持ち回りでやらざるを得ない状況になるので、夏と冬は委員会で、春と秋は持ち回りでということに対応していくことになるかと思うので、それに合わせた形でこの審議のガイドラインのほうも改訂させていただくというのがその内容である。

それでは、この2つをまとめて事務局のほうから説明してほしい。

V 審議・報告事項

1. 地下水の環境基準の到達に向けての計測の実施状況と結果—四半期ごとの報告（令和5年度秋季）—の持ち回り審議（R6. 1. 12 資料送付、R6. 3. 4 決定事項の報告）の報告（報告）

【資料Ⅱ／1】

○（県）それではまず資料Ⅱ／1をご覧くださいと思う。資料Ⅱ／1は「地下水の環境基準の到達に向けての計測の実施状況と結果—四半期ごとの報告（令和5年度秋季）—」、先ほど委員長がおっしゃったとおりだが、これに関して持ち回り審議を行ったので、その状況をご報告させていただく。

今回の令和5年度秋季結果の持ち回り審議は、そこにも書いてあるが、令和6年1月12日に別紙4に示す資料を各委員、関係者に送付して、3月4日に別紙3の決定事項の報告という経過をたどっている。

別紙1をご覧くださいいただければと思う。審議事項の概要となるが、令和5年11月に実施した地下水の水質調査が計測頻度を年4回として実施する1回目となったことから、地下水濃度の推移をご確認いただき、今後の予定を審議したものとなっている。

別紙2になるが、送付資料に対する各委員のコメント、それに対する委員長コメント、再度の意見照会に対する各委員のコメント、それに対する委員長コメントをお示ししている。

こういったやりとりを経て、別紙3になるが、決定事項となる。

まず、実施状況と結果については、1月12日送付資料のとおり了承され、今後も年4回の水質計測を継続すること。それと、次年度には各計測点における汚染質と水位等の関係を含め、データを整理・分析して「中間報告 その1」として報告することとされている。これが決定事項となっている。

2. 「第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に係る持ち回り審議のガイドライン」の改訂（審議）【資料Ⅱ／2】

○（県）続いて、資料Ⅱ／2のご説明をさせていただければと思う。資料Ⅱ／2は、「第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に係る持ち回り審議のガイドライン」の改訂となる。先ほど資料Ⅱ／1でご説明したが、1月から3月にかけて持ち回り審議を行ったことを踏まえ、デジタル技術の積極的活用等により、フォローアップ委員会の運用面での効率化を図るため、この持ち回り審議のガイドラインを改訂したいと思っている。

別紙1をご覧くださいいただければと思う。別紙1、1枚めくって1ページにガイドラインそのものをお示ししている。1の趣旨として、第2次フォローアップ委員会の運用面での効率化を図るため、web会議等を活用した持ち回り審議を実施していきたいと思っている。本ガイドラインでは、持ち回り審議を行う際の条件や方法等について定めるものとしている。

2の持ち回り審議の実施の条件として、①②になるが、①実施すべき時期が切迫し、次回の第2次フォローアップ委員会での審議・決定では事業の進捗に重大な支障をきたすおそれがあると委員長が判断した場合。それと、②として審議に係る事項の件数が少なく、かつその内容の重要性が高くないと委員長が判断した場合、こういった場合に持ち回り審議を実施したいと考えている。

3では、持ち回り審議の実施の判断であるが、これは委員長が行うとさせていただいている。

4の持ち回り審議の方法、ここがデジタル技術の活用等の一番主だったところとなるが、持ち回り審議を行う旨の通知を電話あるいは、これまでは書面郵送だったわけだが、これを電子メールにより実施する。それと必要に応じ、委員への事前説明は訪問説

明としていたのを、Web会議システムを用いて行うというふうには、こういった部分を変更して、今後運用していきたいと思っている。

資料は以上のとおりとなる。よろしくご審議のほうをお願いしたい。

- （委員長）どうもありがとう。今の資料の中で、特に持ち回り審議の実施の条件の中では、①は前からあった条件である。②が付け加わったということである。

この②のほうの条件に合致するものとして、先ほど申し上げた四半期ごとの計測の中では2回分、春と秋をやらせていただきたいと考えている。いかがか。

あと、この消してあるところの主体は、下部組織の話が今はないから、これは消しているのか。

- （県）そうさせていただいている。

- （委員長）よろしいか。それでは、これで運用させていただく。それから、こちらは報告だったろうか、その前の秋の分は。

- （県）はい。

- （委員長）これもこれで片付けさせていただく。

次、議題の3番目、それから3番目が全体像の話で書かれていて、維持管理事業の進捗状況ということで、この全体の事業である。その進捗状況のその2になるが、併せて議題の4番目、地下水の環境基準への到達に向けての計測の実施状況と結果ということで、これが先ほどの秋の分の続きの冬の分ということになるので、これも併せて審議をさせていただく。3は全体の話なので、ほとんど質問はないかなと思うので、個別でまたご意見を頂戴すればと思うので、まとめてやらせていただく。どうぞ。

3. 令和5年度の豊島処分地維持管理等事業の進捗状況（その2）（審議）【資料Ⅱ／3】

- （県）それでは、資料Ⅱ／3を共有させていただきながらご説明させていただければと思う。資料Ⅱ／3は、「令和5年度の豊島処分地維持管理等事業の進捗状況（その2）」となる。これは今年度の実施計画に従って実施している、本事業の進捗状況をご報告するものとなっている。

まず、豊島処分地の地下水浄化対策の実施においては、現在、処分地では「環境基準の到達・達成マニュアル」及び「各種調査の実施方針」に基づき、地下水の水質計測を継続して行っている。この結果を先ほど委員長のお話にもあったが、次の資料Ⅱ／4で冬季分の審議をいただければと思っている。

なお、現時点でリバウンド、排水基準の再超過は確認されていないので、リバウンド対策は実施していない。また、「地下水の自然浄化対策と維持保全管理マニュアル」に基づき、処分地全体の保全管理を行っており、その状況を資料Ⅱ／5でご審議いただく。

これまでに異常時、緊急時の発生はなかった。

地下水の環境基準の到達及び達成の確認及び状況の評価として、環境基準の到達または達成の確認の要件に適合すると県が判断した場合は、地下水の水質計測の結果を整理して申請し、審議いただくことになっているが、現状でそれらの承認はなされていない状況となっている。

2ページに進み、地下水浄化の見通しと課題への対応では、現時点で自然浄化での水質計測期間が十分とはいえないことから、さらに計測を続け、来年度中には自然浄化対策の状況を含めたこれまでのデータを整理・分析し、「豊島処分地での地下水に対する自然浄化対策の実施と地下水濃度の計測結果に関する中間報告：その1」、これは先ほど資料Ⅱ／1の決定事項にもあったが、こちらを取りまとめ、審議いただきたいと思っている。

周辺環境モニタリングを各種調査の実施方針に従って、昨年になるが7月3日に実施して、その結果を第1回第2次フォローアップ委員会のほうでご報告をさせていただいている。

それから、次に北海岸前の海域での生態系調査についてである。「遮水壁の解除の影響に関する北海岸前の海域での生態系の調査結果」と「豊島廃棄物等処理事業における北海岸前の藻場調査に関する報告書」、この報告書については、もう20年来の結果の取りまとめという形になるが、これについて、前回行った第2次フォローアップ委員会、その後で意見を集約のうえ、必要な修正を加えて、完成させることができている。

今年度の実施状況を踏まえ、令和6年度、来年度の事業計画を資料Ⅱ／8-1で審議いただきたいと思っている。

その他になるが、先ほど水質計測の秋季分を資料Ⅱ／1で報告させていただいて、持ち回り審議のガイドラインについての改訂を資料Ⅱ／2でご審議いただいた。また、浸透池周辺の盛土による嵩上げ工事の実施計画を資料Ⅱ／7でご審議いただきたいと思っている。

なお、資料の4ページ目には、これまでの状況を工程表の形でお付けしている。昨年9月にフォローアップ委員会をして、また、この3月にさせていただいているという形で工程表をお示しさせていただいている。

【3から4は一括して議論】

4. 地下水の環境基準への到達に向けての計測の実施状況と結果（その2）

一四半期ごとの報告（令和5年度冬季）を中心とした令和5年9月以降の計測結果一（審議）

【資料Ⅱ／4】

○(県)資料Ⅱ／4のご説明をさせていただければと思う。資料Ⅱ／4が「地下水の環境基準への到達に向けての計測の実施状況と結果(その2)」となり、四半期ごとの報告、令和5年度冬季を中心とした令和5年9月以降の計測結果という形なので、年1回やっけてからの計測結果をここで取りまとめてご報告させていただければと思っている。

令和5年度冬季の地下水の水質調査を令和6年2月、先月実施したことから、その結果を中心として、前回フォローアップ委員会以降に実施した地下水の水質計測の結果を報告するものとなっている。

これまでの地下水の水質計測に関して、その経緯と対応を別紙1に、具体的な水質計測の結果を別紙2にお示ししている。

別紙2をご覧くださいと思う。別紙2は、まず1ページ2.からになるが、環境基準の到達及び達成の確認のための地下水計測点が4ポイントあり、⑪⑫⑬D西-1という4地点になるが、この位置を図1にお示ししている。この4地点にそれぞれ井戸をつくっているわけであるが、その仕様を1枚めくって2ページの表1に、それから令和5年9月、11月及び令和6年2月の水質計測の結果を2ページ目から3ページにかけて表2から表4のほうにお示ししている。水質調査結果表のうち、環境基準値を超過しているものは、分かりやすくするために黄色く塗りつぶさせていただいている。まだ全部がクリアというわけではなくて、部分的には環境基準を超過しているところがあるという形になっている。

積極的な地下水浄化対策停止後の水質の推移を4ページ、5ページの表5、これは数字上で入れている。これも同じように環境基準を超過しているものは黄色く塗りつぶしている。

また、6ページの図2、7ページの図3には、先ほどの表にあった数字をグラフ化してお示ししている。先ほど資料Ⅱ／3のほうでも申したが、いずれの汚染物質についても、排水基準の超過は確認されなかった。物質ごとでは、ベンゼンはすべての地下水計測点で安定して環境基準に適合する状況とはなっていない、ただ、1,4-ジオキサンはD西-1の地点では直近の数カ月、環境基準以下で推移しているが、⑪⑫⑬、その他の3地点では環境基準値を超えて推移している。

なお、グラフにあった有機塩素系化合物は、すべての地下水計測点で安定して環境基準に適合している状況となっている。

8ページになり、今後の予定となるが、この後ご審議いただく資料Ⅱ／8-2で、令和6年度における各種調査の実施方針があり、これを審議し、承認が得られた際には、この方針に従って年4回、春夏秋冬の地下水の水質計測を継続したいと考えている。

リバウンドが確認された場合は、その対策を実施したいと考えている。

現在、春夏秋冬の4回の計測頻度となっているが、この計測頻度も1年間の計測結果を確認したうえで、また再度考えていきたいと考えている。

これまでと同様となるが、環境基準に到達したと判断できるような状況となった場

合には、第2次フォローアップ委員会に環境基準の到達の申請を行いたいと思っている。

説明は以上となる。よろしくご審議のほうをお願いしたい。

【3から4は一括して議論】

○（委員長）はい、どうもありがとう。それではいかがだろうか。3と4、合わせて何かあればお願いしたいと思うが。

資料Ⅱ／4の別紙2のほうで、上の記載はこれでいいのか。上は資料Ⅱ／3の別紙2になっているが、これはⅡ／4だろうか。その1ページの図の中のそれぞれの計測点が、字がつぶれてしまって見にくい。少し大きめにして分かるように。

○（県）申し訳ない。大きくするか、フォントを変えるかして分かりやすい表示になるように考える。

○（委員長）それから、この余分なものは外してもらってもいいのかもしれないと思っているが、面倒くさければあれだが、脇のほうに小さな字になってしまって、措置の位置、何か書いてあると思うが、これはあまりこの図の中で必要なものではなさそうなので、外すなら外してもらったほうがいいかもしれない。

○（県）はい、分かった。

○（委員長）それから、こういう資料もまとめてさっきの話のように中間報告1でいろいろな、これだけではなくてその次のⅡ／5の資料なんかも合わせて検討していただくということになろうかと思う。よろしくをお願いしたい。

○（県）はい、承知した。

○（委員長）他にいかがか。よろしければ、次に行かせていただき、Ⅱ／5の資料を説明していただけるか。

5. 自然浄化対策の実施状況と豊島処分地全体の保全管理の状況（その2）（令和5年9月～令和6年2月）（審議）【資料Ⅱ／5】

○（県）それでは、資料Ⅱ／5にまいりたいと思う。資料Ⅱ／5は「自然浄化対策の実施状況と豊島処分地全体の保全管理の状況（その2）」となり、処分地における雨水の地下浸透量等の知見を得るために、令和5年4月から処分地の降雨量や雨水貯水池等の

水位の観測を行っている、その状況を報告するものとなっている。

この資料Ⅱ／5では、別紙1のほうに令和5年9月から令和6年2月分までの処分地の降雨量や貯水池等の貯留量及び地下水浸透量等の観測推定結果を、別紙2のほうには各施設のチェックリストの報告結果とそれへの対応を報告させていただければと思っています。

なお、今年度の巡視結果を踏まえた維持保全管理マニュアルの改訂を、資料Ⅱ／6でご審議いただきたいと思っている。

まず1枚めくっていただき、資料Ⅱ／5の別紙1となるが、令和5年9月から令和6年2月分までの豊島処分地の降雨量や貯水池等の貯留量及び地下浸透量等の観測・推定結果をご覧くださいと思う。

主には2. 観測・推定結果からとなるが、こちらのまず降雨量及び貯留量となる。

これについて、豊島処分地の日降雨量及び貯水池及び3つの浸透池、⑩⑮D西と3つあるわけだが、この貯留量を図1から2ページ、ここに図2、図3、図4とそれぞれ浸透池にどれぐらい貯留していたかというのをお示しさせていただいている。秋季以降になると、降水量が少なくて貯水池が0となっている期間が長いのが分かるかと思う。令和5年9月以降、地下水の自然浄化対策と維持保全管理マニュアルに定める1日の降雨量が概ね100mm以上であるとか、時間30mm以上の降雨は確認されなかった。

次に、地下浸透量の推定について、豊島処分地全体の地下浸透量を4ページ表2にお示ししている。算出事例として、2月分という格好になるが、そこに記載させていただいている。これは3ページの下側の地下浸透量の推定というところになるが、2月分の期間中の雨量が71mm観測されて、処分地への雨水の流入が流域面積等から7,689 m³と計算され、雨水の貯留量は期間中の前後で1,431 m³増加するとともに、同期間の蒸発散量は88 m³と推定されたことから、1日の全体の浸透量としては237 m³あったのではないかと推定している。

続いて、各浸透池の1日あたりの浸透量を5ページの図5から図7にお示している。浸透量は概ね1日あたり10～20 m³前後で推移していて、特にD西の浸透量は他の2つの浸透池よりも大きい傾向となっていた。

続いて、別紙2に進む。別紙2は令和5年9月分から令和6年2月分までの施設等のチェックリストの報告結果とその対応となっている。「処分地の維持保全管理マニュアル」に基づき施設の点検等を行った結果、処分地全体の維持保全管理上、特に支障となる事象は生じなかった。

先週3月18日現在の現場の状況写真を写真1から写真6、写真1が処分地の東側から、写真2が南側から、写真3が北西側からそれぞれ撮影したものと、あと、2ページには西海岸の状況、写真5は浸透池D西の10月に撮ったものと3月に撮ったもの、写真6は土堰堤部分を10月に撮ったものと3月に撮ったものと並べてお示しさせていただいている。これらから現状こうなっているという確認をしていただければと思っています。

いる。

また、3ページ以降になるが、「処分地の維持保全管理マニュアル」に基づき施設の点検等を行った結果をチェックリストとして集計していて、併せて県の対応についても記載していることをまとめている。中でも、特に維持管理保全上、支障が出てくることはなく、今のところは特に修繕等も必要になっていないことをご確認いただければと思う。

説明は以上となる。よろしくご審議お願いしたい。

○（委員長）どうもありがとう。

計測点の記載の方法だが、資料のほうではD西-1と書いてある。1ページ目。これは資料Ⅱ/2-4で。これは何か違いがあるような印象になってしまうのだが、同じものだろうか。D西ならD西に統一してもらったほうがいいのか。今のⅡ/5の資料ではD西と書いてある。

○（県）浸透池D西という形なので。

○（委員長）そうか。計測点のほうは。

○（県）1を使っている。

○（委員長）そうなのか。分かった。その1の意味は何かあるのか。

○（県）そこは昔、積極的な地下水浄化をしている際に、1と2と、もう1個、井戸を用いて同時に計測していた。ただ、この環境基準との到達・達成にいく中で、1つに集約したという経緯がある。それで1がまだ残っているという。

○（委員長）そのまま残していると。そういう記載になっていただろうか、いろんなところの。

○（県）1だろうか。なっている。

○（委員長）分かった。あとはいかがだろうか。

例えば、5ページ目のところで、この図の一番上と一番下の⑩とD西のところで、雨が降っているが、もう満杯になってしまって、上の点が平らになっているという状況の話だろうか。

- (県) はい。
- (委員長) それで、貯水池⑳はまだそういう状況には達していなかったということで、どんな状況だろうか。そこは結構大きな貯水池になっていたか。その貯水池の関係を。
- (県) 貯水池的には、すべて貯留量は2,000 m³貯まるようなものを3つつくっている。ただ、位置関係的に、やはり㉑が一番北側、要は海岸側にあるので、全部水が集まってくるから、少し雨が降ればすぐいっぱいになるという状況になっている。逆に、D西と浸透池㉒は、真ん中あたりと一番南に位置するので、そこは一旦、雨で貯まるようにはなっていないという状況である。
- (委員長) えっ、あ、そうだろうか。
- (県) なので、水が入っていれば、浸透すれば空っぽになっていくというふうな。
- (委員長) うーん。今のD西の場合には、満杯に近い状態が継続してあるわけか。雨が降っても。D西と浸透池の㉑番。
- (県) 申し訳ない、一緒ぐらいである。同じぐらい。
- (委員長) 真ん中の浸透池㉒が。
- (県) そこだけ南側の高い位置にあるので、そこだけ水位が低くなっているという状況である。
- (委員長) 雨が貯まりにくいところがここか。
- (県) はい、そうだ。
- (委員長) 分かった。それから、2ページ目に写真があって、前からそういう話を聞いているのだが、陥没の状況というのが、この写真ではどこのことを言われているのか、分かりにくい。陥没と言われると、何かその部分だけ掘り込んでしまったような状態が起こっているのかと思ったのだが、これはそういう状態ではなさそうだなと思う。
- (県) そうである。そのところは、陥没という言葉の使い方がいかどうかも含めて、専門の松島先生と現場でご相談させていただき、新たな表記を考えさせていただけれ

ばと思う。

- （委員長）はい。何か先生、コメントがあったらお願いします。
- （委員）はい。陥没とはどうなるかという、私の想像であるが、底部の砂が雨で流されたのではないかと思う。もし陥没しているならば、斜面が膨らむか、もしくは水平のひびわれがあって少し滑る。そんなことが起こっているはずである。そういうことが起こっていないのではないかと思うので、それを確認して陥没ではないということを確認したいと思っている。
- （委員長）用語として何が適切なのかというので、それも併せて見ていただければ。
- （委員）流れ出しとか、そういう言い方で書かせていただいたらと思う。
- （委員長）はい。今言われているような領域というのは、この土が見えているところで、ここのところは、斜面にももちろん石が積んであるのだろうが、中も石が入っているような感じである。
- （県）はい、中はぐり石という、この表面に見えているような大きさではなくて、もっと小さい石が中に敷き詰められているような状況になっている。
- （委員長）そうか。分かった。よろしいか。それでは、松島先生、申し訳ないが、一遍、現場を見ていただきながら。
- （委員）分かった。一応現場に行って、豊島住民の方ともお話をしたいと思う。よろしくお願ひしたい。
- （委員長）はい、よろしくお願ひしたい。
- （委員）1つ、よろしいか。
- （委員長）どうぞ。
- （委員）別紙2で写真をたくさん見せていただいている。先ほどの説明で、水溜まりがいやに多過ぎるのではないかということが気になるものであるから、1つだけ意見を言わせていただきたいと思います。

先ほどのお話であると、毎時 30mm を超える雨ではなかったというご説明だったと思う。水溜まりができるということは、地表面の浸透能力よりも大きな雨が降ったという意味である。そうすると、30mm で例えば写真 1 で見ると、それなりに北海岸に近いほうは大きな水溜まりになっているが、ところどころ水が溜まっている。それに比べると、写真 2 とか写真 3 の手前側を見ると、ほとんど水溜まりができていない。それを気にすると、この写真 2、3 で水溜まりのないようなところは、水がかなり下に抜けるような状況が保たれていると理解できるのである。

それに比べると、写真 1 で水溜まりができているところは、弱い雨ですら、水が下に浸透していかなかったと考えられるのである。できる限り水を下に浸透させることが目的なので、おそらく表面に細粒分が溜まってしまって目詰まりを起こしているのだと。そのことをもともと懸念していたのであるが、そのへんが少し気になったので、1 回水が引いたときにでも簡単に耕していただくとは言いにくいのだが、攪乱させるなりして、水気がもう少し下に入るようなことで長期的にやれるような方法を今年度少し検討いただけないかというふうに思う。以上である。

- （委員長）ありがとうございます。前からそのへんのことが心配されたので、地下水の浸透状況を見ていながら、底部に溜まったような目の細かいものがあるのだったら、それを除去するような作業をしてもらいましょうよという話になっていたのですが、先生の今のお話はそれをやったほうがいいですよという話である。耕すというか、できるだけ地下浸透の能力を上げられるような表層を作っておくということになるのかと思うが。
- （委員）はい。思ったよりもかなり水が溜まっているような気がするものだから、今回の雨はまとまってかなり降ったので、それなりに量が多かったのかもしれないが、ただ、草でも生えれば、極端な話、1 時間で 100mm の雨だともう平気で浸透するはずなので、それに比べると、30mm に到達していないという雨でかなり水溜まりができるということは、おそらく浸透しにくい状況になっているのではないかと懸念されるものであるから、お願いしたいと思う。
- （委員長）分かった。他の先生方、いかがか。今おっしゃったような形で、次の委員会というとなら 9 月になってしまうし、途中で春の分が出てきて審議いただくのももう少し先になる。春の分はいつ計測するのか。
- （県）5 月に計測するので、先生方にお送りするのが 6 月頭ぐらいになるかと思う。
- （委員長）そうか。そうなってくるとちょうど梅雨の時期でまた水が溜まっているかもしれない。では、よろしいだろうか。委員の先生方の賛同を得て、今おっしゃったよう

な形でこのところの水が引いたら表層をチェックしていただいて、地下浸透が図れるような状況をつくっていただくと。ほじくり返すのもそうだろうし、表面の土砂を除くという格好のものも考えられるかもしれない。そこを対応していただけるか。よろしいか。事務局のほうから答えていただいて。

○（県）分かった。

○（委員長）はい。だから、引いたらそれを考えると。その状況について、また写真とか、いろんなことで次回に報告してもらおう、やった結果についても、その後で雨が降ったら浸透状況がどうなっているかというのを検討してもらおう。浸透状況については、その次の。

○（県）そうだ、まとめて付けているので。

○（委員長）地下浸透の程度みたいな図があった。これで測っていることになるわけで、それよりも向上するかどうか、どのぐらいまで向上するのかというのを見ていただければと思う。よろしいか。はい、それでは、そのように対応させていただく。

あと、豊島住民会議のほうで何かあるか。これは現場の話が多いものだから、何かあったら。

○（豊島住民会議）今日もさっき行ってきたが、ほぼ北側全域で水浸しになっている。たぶん浸透の話と高さの話と、本当にならしがこの高さになっているのかというのは。たぶん低いところに水が溜まっているのではないかと思う。

○（委員長）どういうことか？

○（豊島住民会議）浸透する率と、計算どおりこの30mm降れば溜まって、それ以下だったら水が中に染みていくというのは、もう今は水浸しになっている。

○（委員長）ええ。だからこそ浸透池というか、池の言葉が付いているわけで。ただ、それがどのぐらいの速度で減っていくのかというのを、できるだけ速く浸透させたいと思っているし、少ない雨だったら地下浸透で水溜まりができないような状態もできるのだということになるかと思う。取りあえず、とにかくその浸透の状況を、これまでの状況もチェックしてみてくれないか。それで、どのぐらいまで落ちているのかというようなことから、今後もそういう判断をしていって、県のほうから逆に申請を出してもらおう、そういう状況をつくっていきたいと思っているから、対応していただけるか。

○（県）はい、分かった。

○（委員長）それから、さっき、少し古い話になるが、ここの地下水の排除の方法に関して、前に豊島住民会議のほうは、環境基準の達成が実現したら、ここも撤去するのだということになっていたと思う、要請として。それに対して私は、いや、これは、例えば北海岸の土堰堤を取り崩して海岸状況にしていくというときに、ここに水が溜まっていると工事の邪魔になるから、排除工は残しておいたほうがいいのかという提案もさせていただいたが、ここは結構水溜まりができるところなのだという認識は持っておいたほうがいいのかと思うので、よくそのへんも考えていただけるか。いいだろうか。豊島住民会議への要請である。はい。

それでは、以上でこの資料については終わりにさせていただき、次がそのマニュアルの改訂だろうか。どうぞ。

6. 「豊島処分地維持管理等事業 地下水の自然浄化対策関連施設の運用を含む豊島処分地の維持保全管理マニュアル」の改訂（審議）【資料Ⅱ／6】

○（県）それでは資料Ⅱ／6の「地下水の自然浄化対策関連施設の運用を含む豊島処分地の維持保全管理マニュアル」の改訂について、ご説明させていただく。今回の改訂については、巡視頻度の見直しと浸透池の嵩上げ工事等に伴うものである。

資料をめくっていただいて、別紙1をご覧ください。改訂箇所については、赤字で記載させていただいている。

まず、1ページについては、基本的な考え方のところになるが、こちらについては、これまで浸透池はすべて2,000 m³貯まるようにしていたのであるが、今回の嵩上げ工事に伴い、工事後の浸透池の最大容量がそれぞれ変わることから、見直している。

次に2ページになる。処分地の巡視頻度については、今年度は1週間ごとに行っていたが、1週間ごとで特段の変化が確認されなかったという状況などを踏まえ、今後は1か月ごとに行うこととしたいと考えている。

次に3ページの5になる。こちらも頻度の変更だが、貯水池や浸透池の水位の計測、浸透量の推定などについても、今年度の状況を踏まえ、これまで毎月行っていたものを四半期ごとに変更するものになる。

次の6番については、次の資料Ⅱ／7でご説明するが、浸透池の嵩上げの実施計画について資料Ⅱ／7でご審議いただいて、来年度に工事を行うこととしているので、今回、この部分を削除させていただくものになっている。

次に、少し飛んで6ページになる。委員会での対応の追加になる。四半期ごとの地下水モニタリングの結果などについては、取りまとめ、永田委員長の承認を得たうえで、

委員の皆さん、また関係者に報告することとしているが、先ほど資料Ⅱ／2で持ち回り審議のガイドラインの改訂等をご承認いただいた、委員長が必要と認める場合には、審議事項として、対面またはWebでの委員会の開催、あるいは、先ほどご承認いただいた持ち回り審議で対応することに改訂したいと考えている。

こちらの説明は以上になる。よろしくお願ひしたい。

- （委員長）はい、どうもありがとうございます。いかがか。基本的に嵩上げ工事というのは、さっきの貯水池と浸透池がくっついてしまうというか。雨が。それをできるだけなくしたいという。
- （県）そうだ。また、今後仮にリバウンド対策を行っても、揚水したものが混ざらないようにということで考えている。
- （委員長）分かった。あとは、これまで1週間ごとにやっていた、さっきのようなチェックリストだとかこういうものの作成を1か月ごとにしたいという話である。
- （県）はい。
- （委員長）ほとんど変わりなく来てしまったので。
- （県）1年間、見てきたが、そういった状況である。
- （委員長）あとは、四半期ごとというのは、水位との関係の整理を今まで月ごとだったのを四半期ごとにするということか。
- （県）はい。
- （委員長）分かった。計測の状況と同じような時期に報告できるようになるということになるわけだろうか。
- （県）そうだ、まとめて報告させていただく。
- （委員長）分かった。いかがか。地下水の水質計測のほうを取りあえず1年間は四半期ごとにやって、その後どうするかというのはまた見直しすると。前回ご意見があったのは、いや、月1回でしばらく様子を見たほうがいいのではないかというご意見もあったので、またそのときはこれも見直すことになるのか。

○（県）はい。また、あとの資料でもご説明させていただく。

○（委員長）地下水管理のほうでね。そのときは月ごとにということがあるかもしれない。よろしいだろうか。はい、それでは、次に今のと関連した嵩上げ工事の話をご審議していただく、どうぞ。

7. 浸透池周辺の盛土による嵩上げ工事の実施計画（審議）【資料Ⅱ／7】

○（県）浸透池の周辺の盛土による嵩上げ工事の実施計画についてご説明させていただく。

先ほど永田委員長からもお話があったように、資料Ⅱ／6のマニュアルにおいてもご説明したが、令和5年度中に嵩上げ工事を計画することと決められているので、今回、その実施計画についてご審議いただくものになる。

2の工事工程表については、表1にまとめているが、処分地に多く雨が降ると現場の工事に支障があることから、梅雨の時期までに工事を完了したいと考えていて、4月中旬までに資機材を搬入して、梅雨前の4月中旬から5月中旬までに完了したいと計画している。

次に、施工手順については、1ページの下のところからになるが、準備については、工事に必要な資機材を車両により搬入して、次に流用土の運搬については、2ページの図1の平面図の左下側に、三角形の薄いオレンジ色で示している箇所があると思う。この箇所に処分地を住民会議に引渡す場合に、切土用の土を仮置きしていることから、この土をバックホウで掘削して、浸透池の周囲にダンプトラックで運搬する計画としている。その際には処分地内を走るようになるが、残置している観測井等には当然注意して運搬をすることになる。

次の盛土工については、浸透池の既存の法肩から盛土を行い、天端の幅は30cm、高さについてはTP+3.3mまで上げることにしている。このTP+3.3mというのは、処分地に多く雨が降った場合には、処分地を「地下水の維持管理マニュアル」に基づき、導水管呑口部の差し板がもともと3.3になっているが、これを1枚外して、TP+3.2mにして、処分地中央にある貯水池に水が貯まった場合は、3.2で呑口部を通過して流れるように、マニュアルに基づいてすることになっているので、それより高い3.3m、導水管呑口部と同じ高さまで盛土をして、浸透池の嵩上げを行うことにしている。法の勾配については、1：1.0になるようにバックホウ及び人力で整形を行うことにしている。

最後は、終わったら資機材を車両により搬出し、片付けを行うことにしている。

4番の今後の予定については、この実施計画について今回ご承認いただいたら、この計画に基づき、来月4月から工事を開始したいと考えている。

説明は以上である。よろしくお願ひしたい。

- （委員長）はい、どうもありがとうございます。図1で薄い水色になっている部分が、さっきの呑口部の堰の高さが3.3になると、ここの色の部分が完成するというのでいいのだろうか。
- （県）はい。
- （委員長）3.3だろうか。呑口部の高さが。
- （県）呑口部の高さが3.3である。
- （委員長）3でいいだろう。3.2だともう少し低くなっている。
- （県）はい。
- （委員長）分かった。基本的にはほぼ、あそこの処分地の使用部分が呑口の高さまで、もし豪雨が降ってその水嵩が上がれば、冠水した状態になるということで、こんな絵が描かれることになるかと思う。いかがか。
それから流用土の話で、処分地の引渡しに切土を行う予定の部分というのがあって、これは引渡しするときになぜここを切土するのか。
- （県）浸透池を埋めたりするための土を置いている。余分な土になっている。
- （委員長）それは分かるが、それは嵩上げぐらいだったら大丈夫なのか。
- （県）はい、まだ浸透池を埋めるほどの量はある。
- （委員長）はい。いかがだろうか。どうぞ。
- （委員）よろしいか。確認だけだが、嵩上げの土というのは、現地の発生土だと聞いているので、真砂土だろうか。砂分を巻き立てして盛土をするということで確認するが、いいか。
- （県）はい、真砂土になる。
- （委員長）よろしいか。では、その工事、4月から進めてほしい。

それでは続いて、来年度の維持管理事業の実施計画である。どうぞ。

8. 令和6年度 豊島処分地維持管理事業の年度計画

(1) 令和6年度の豊島処分地維持管理事業の実施計画（審議）【資料Ⅱ／8－1】

○（県）来年度の維持管理等の実施計画になる。

こちらについては、今年度の実施状況を踏まえ、来年度の実施計画を策定するものとなっている。主なものは（1）から（7）を挙げさせていただいている。

まず、（1）については、「環境基準の到達・達成マニュアル」や、資料Ⅱ／6でご審議いただいた「地下水の自然浄化対策 維持保全管理マニュアル」、また、次の資料Ⅱ／8－2でご審議いただく「令和6年度における各種調査の実施方針」に基づき、地下水の水質計測や自然浄化対策を行い、リバウンド現象が確認されれば、リバウンド対策も実施することとしている。

（2）については、資料Ⅱ／6でご審議いただいた「維持管理マニュアル」に基づき、処分地全体の保全管理を行うとともに、資料Ⅱ／7でご審議いただいた「実施計画」に基づき、浸透池周辺の嵩上げ工事を行い、貯水池と浸透池の切り離しを行う。

さらに、異常時・緊急時には、その状況をフォローアップ委員会に報告し、指導・助言を受け、対応することとしている。

（3）については、地下水の環境基準の到達・達成の確認及び状況の評価になっている。県が「環境基準到達・達成マニュアル」に基づき、到達または達成の確認の要件に適合すると判断した場合については、地下水モニタリングの結果を整理して申請し、フォローアップ委員会でご審議いただくこととしている。

次に2ページになる。（4）については、これまでも話が出ていたが、地下水浄化の見通しと課題への対応で、現時点では自然浄化でのモニタリングの期間が十分とはいえないことから、さらに計測を続けて、令和6年度中には自然浄化対策の状況を含め、

これまでのデータを整理・分析し、「地下水に対する自然浄化対策の実施と地下水濃度の計測結果に関する中間報告：その1」として取りまとめ、審議いただくこととしている。

（5）については、周辺環境モニタリングを次の資料Ⅱ／8－2でご審議いただき「実施方針」に基づき実施するとともに、その結果をフォローアップ委員会に報告する。

（6）令和7年度の豊島処分地維持管理事業の計画については、今年度の状況を踏まえ、フォローアップ委員会において策定いただくものになる。

（7）その他としては、各種ガイドライン及びマニュアル等の作成を適宜必要に応じて改訂等を実施する。

3ページには、委員会の工程表をお示ししていて、フォローアップ委員会は年2回、9月と3月を予定している。

【8-1から8-2は一括して議論】

(2) 令和6年度における各種調査の実施方針（審議）【資料Ⅱ／8-2】

次に資料Ⅱ／8-2になる。こちらが来年度の「各種調査の実施方針」になる。別紙1をご覧いただきたい。変更箇所は赤字で示させていただいている。

まず、1の地下水の水質計測の地下水計測点、4地点については、従来どおり年4回、春夏秋冬ということで5月、8月、11月、2月を予定していて、先ほど永田委員長のお話もあったが、赤で書いているが、計測頻度については、令和6年度の計測結果を見たらうで再考することとしている。

次に2になるが、周辺環境モニタリングの「水質」、計測地点「周辺地先海域3地点」については、これまで大腸菌数との比較のため、大腸菌群数の計測も継続していたが、予定の測定期間である令和4年度と5年度の2年間に達したことと、かつ、詳細は別紙2に付けさせていただいて整理しているが、1ページの2のところ、結果及び今後の予定と書いているが、分析の結果では大腸菌数のみの計測でも問題ないと判断されることから、大腸菌群数の計測は今回で終了し、今後は大腸菌数のみの計測とさせていただきたいと考えている。

資料は別紙1のほうに戻っていただき、その下の「海岸感潮域3地点」については、従来どおり大腸菌群数のままの計測になる。

説明は以上になる。よろしくお願ひしたい。

- (委員長) 今の大腸菌数と群数の切り分けというのは、どういう格好になっているのか。下の海岸感潮域が群数で、その上の地先海域が大腸菌数というのは、どういう切り分けだろうか。
- (県) これは、地先海域のほうは、環境基準の測定項目が大腸菌数になるので、それに合わせるという形で、海岸感潮域のほうは、排水基準の測定項目、これが大腸菌群数になるので、それに合わせて記載させていただいて、それに伴った計測を行っていくと考えている。
- (委員長) そうか。少しそのへんの注意書きを入れておいてもらったほうが分かるのではないか。
- (県) 注意書きを入れさせていただく。
- (委員長) 変更理由がそこに入らなそうなら、備考か何かにして。

- （県）少しニュアンスが違うので。
- （委員長）備考にして、変更するのは変更なしで書いておいても構わない。だから、変更理由というのをやめていただいて、備考にして、今のような話をここに入れられるから。そういうふうにしておいていただけないか。
- （県）はい、分かった。
- （委員長）いかがか。はい、どうぞ。
- （委員）たぶんもう県は確認されていると思うが、おそらく将来、地下水の最大値を追いかけていくということになる。地下水について、最大の濃度のものを追いかけていくというような感じになるのか。
- （県）はい。
- （委員）年4回地下水はやって、浸透池については月1回のデータで観測していくということで、それであまり大きな齟齬はきたさないということはもう確認されているのだろうか。それが非常に大事で、そこをまた議論されると将来困るので。それで大丈夫だよということを確認はしているかどうかということである。
- （県）今まで週1回ずつ水位とかを観測してきた中で、トレンドを追いかけてきていたのだが、その中でも次だったら年4回のデータがあったわけだが、それを1回にしても、トレンドとしては変わらないということを確認しているので、月1回にさせていただこうと考えている。

【8-1から8-2は一括して議論】

- （委員長）はい、よろしいか。それでは、以上で8関係が終わりになり、残りは9のその他である。どうぞ。

9. その他

（1）各種報告書の公開に関する進捗状況（報告）【資料Ⅱ／9】

- （県）その他、資料Ⅱ／9-1、各種報告書の公開に関する進捗状況についてご報告させていただきます。

委員会資料の公開状況については、（1）と（2）になる。これまで令和4年度まで

に開催した委員会の資料については既に公開済みであり、今年度9月に開催した第2次フォローアップ委員会の第1回の会議資料、議事録についても、2ページの表1の上側に、オレンジ色で着色しているが、今回、新たに公開済みとなっていることをご報告させていただきます。

次に表2になるが、各種の報告書についても、上のほうは緑色になっていて、公開済みとしていて、今回は下2つをオレンジ色にしているが、「豊島廃棄物等処理事業における北海岸前の藻場調査に関する報告書」と「豊島廃棄物等処理事業報告書」、この2つについて、公開が終了していることをご報告させていただきます。

1ページに戻っていただき、今後についても、フォローアップ委員会の資料等の公開作業については、速やかに進めてまいりたいと考えている。

次回のフォローアップ委員会については、先ほど資料Ⅱ／8－1でご説明させていただいたが、9月に予定している。また、時期が近づいたら、永田委員長とご相談させていただき、委員の皆様には日程のご確認等をさせていただきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

説明は以上になる。よろしくお願ひしたい。

○（委員長）どうもありがとう。いかがか。

今の会議の予定と、それからそこでの審議事項も、各先生に事前にお知らせしておいたほうがいいかなと思うので。

○（県）まず先生に相談させていただいて、それを。

○（委員長）少し待って。だから、この時期にできれば来年度の会議で9月にはどんなことを審議するのか、3月にはどうするというのと、それから間に挟まるときに、今だと、さっきの話では6月か7月ぐらいに春の分が報告できるわけである。それも日程的にいつ頃なのかということを入れていただいたほうがいいと思うので、そういう予定の審議事項と、審議期間がいつ頃になるのかというのを入れた資料を作ってみてくれな
いか。それを皆さんにお配りしておいたほうがよさそうだなと思う。

○（県）分かった。

○（委員長）あとはいかがだろうか。では、よろしければ、全体を通して何かご意見等ございましたらお願ひしたいと思うが。どうぞ。

○（委員）以前にも少し質問した覚えがあるのだが、最後のところで、県のホームページで各種の報告書等が公開されているのだが、これについての、例えばそれを読まれた方

のコメントなり反応なり、そういう情報は県のほうでは集約されているのだろうか。それと、どこがアクセスしたかという記録保全是なされているのだろうか。少しお聞きしたいと思う。

○（県）報告書に対するご意見等については、直接承ってはいないような状況ではある。

○（委員長）投稿できるサイトはあるのか。

○（県）ある。県へのご意見とか、そういった。

○（委員長）それは、だけど、大きすぎるよね。県へのご意見でそっちには出さないかなと思うので、もう少し、これと近いところにそういうご意見を頂戴するようなサイトを設けておいたほうがいいのかなという気はする。

○（県）また、県のほうで専門部署のほうと相談したい。

○（委員長）それは情報共有というか、情報の相互でのやりとりみたいなものからすると、おっしゃるように、出すだけではなくて、受け入れるのも必要になってくるかなと思うので、それはぜひ考えていただきたい。

○（県）はい。

○（委員長）ありがとう。他にいかがだろうか。今の件は次回に報告してほしい。忘れずに。

○（県）県のホームページは、広聴広報課というところが一括して管理している部分もあるので、そこと相談して、できるだけご意向に添えるような形で、対応を考えてみる。

○（委員長）ご質問やご意見というような、我々も時々、いろいろなことで少し文句を言いたいなと思って接触すると、なかなかそのサイトが出てこなかったりするけれど。それをちゃんとやっておいたほうがいい。読んだ人の感想で、褒めてもらう部分もあるし、いや、足りないところはこういうところだよということをご意見いただくことがあるかもしれない。

報告書として出すほどのことじゃなくても、そういう意見があったということを開示していくことも、次の類似のと言ってはおかしいが、何かの参考にしていただけるようなときには、重要な話になってくるかもしれないので、意見聴取してご意見をいただ

いた結果についても、どこかでまとめていくようになることを考えていただければと思う。よろしいか。はい、ありがとう。

あと、他にはよろしいだろうか。それでは、本日の審議事項はこれで終わりにする。

VI 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議）1点だけ質問とコメントだが、資料Ⅱ／6で、維持管理保全管理マニュアルで、資料Ⅱ／5でD西池の浸透池の角っこの崩落を松島先生が見られて、どういうふうに表現するのかという議論等がされていたと思うのだが。
- （委員長）少し待ってください。浸透池の脇の話？いや、今私たちは、そういう解釈でいいのだろうか。少し違う。
- （豊島住民会議）いや、嵩上げではなくて。
- （委員長）北海岸の土堰堤の少し外側のところの話だろうか。
- （豊島住民会議）私が言いたいのは、その資料Ⅱ／5で写真がたくさんあって、西井戸の角っこ等が崩れているという写真があったと思うが。
- （委員長）そうか。何か前にちらっとそんな話も聞いたような記憶がある。
- （豊島住民会議）質問があって、維持管理されたところで一部崩落しているみたいな記述がずっと書いてあるのだが。
- （委員長）ああ、そうだ。
- （豊島住民会議）それについては、どんどん広がっていていると思う。私が今、月に1回ぐらい現場に行ってみると。そこは何らかの形で、県の説明では嵩上げ時に直すみたいなことを前回のフォローアップ委員会か処理協議会でお話しされていたと思うのだが、そのへんのことを維持管理マニュアルにも反映させるべきではないかなと思ったので、ご質問と意見というふうにしたのだが、よろしいか。
- （委員長）はい、分かった。今の話が表1のチェックリストの中で何か表現されていたか。確かに少し言われたような話を、前にも聞いた記憶があるなと思っている。浸透池

の、何かどこかに書いていないか。字が小さいので、私は少し見づらいなと思って。

- （豊島住民会議）一部崩落しているような記述があると思うが。
- （委員長）どこに？
- （県）浸透池D西のところに、法面の一部に崩壊が。
- （委員長）少し待って、ページ数は。
- （県）3ページになる。その10月9日。左から3番目の欄になろうかと思うが、そこに「法面の一部に崩落があるが、10月2日より増破なし」、まあ広がってはいませんよという記載になっているということである。
- （委員長）ああ、そうか。
- （豊島住民会議）で、それがずっと続いているのである。その状況が。
- （委員長）そうそう、そういうことだよ。確かに私もそれはどこかで読んだなという記憶があるので。「法面の一部に崩落があるものの、ロープによる囲いの中で納まっており、管理上支障はない」という文章がある。これはさっきの嵩上げ工事の中で補修されるということになるわけか。
- （県）申し訳ない、説明が十分できていなかった。法面の嵩上げをするときに、その土台の場所にもなるので、修復して、その上に土台、嵩上げをしていくような工事になる。
- （委員長）なるほど。そういう意味で、今、写真があればの話だが、その写真はここに入っていないのか。
- （県）はい。
- （委員長）それは入れたほうがいいのではないかと。2ページ目のところにずっと写真が入っていて、下も空いていることだし、ここに今の状況をちゃんと記録して残していただきたい。工事する前の状態で。
- （県）この崩落の状況。

- （委員長）そうそう、そこに入れるのと、それから、さっきの工事の中で、それもそういうことがあるのだと、それも一緒に補修していくのだという記載を入れてくれないか。
- （県）分かった。
- （委員長）はい。どうぞ。住民会議の。
- （豊島住民会議）なので、そういう形できちんとチェックをしたときに、分かるようにしてもらいたいということである。
- （委員長）それで対応できただろうか、今ので。いいか。
- （豊島住民会議）はい。
- （委員長）ありがとう。
- （豊島住民会議）以上である。
- （委員長）他にはよろしいか。さっき少し発言しようと言われていたのは、どなただろうか。中地さん？いいか。
- （豊島住民会議）はい。
- （委員長）では、中地さんのご指摘を受け止めて、ちゃんと今の修正をやっていただけるか。
- （県）はい、分かった。
- （委員長）あと、他にはよろしいだろうか、住民会議のほうは。それでは、最後に公調委の吉川審査官、どうぞ。

<公害等調整委員会>

- （公害等調整委員会）本日も委員長はじめ、皆様にしっかりチェックし、ご議論いただき、方針が示されたと理解している。引き続き、今回あったように、次回、工事の結果

もあるし、それから1年間のモニタリングの結果を踏まえた変更もあるし、いろいろ引き続き作業が多くなるので、皆様引き続き事業を進めて、よろしくお願ひしたい。私も引き続きフォローアップに努めてまいる。以上である。

○(委員長) はい、どうもありがとう。やっぱり公調委のところの音声の状況があんまりこっちもよくない。公調委、聞こえるか。

○(公害等調整委員会) そうだろうか。こちらは。

○(委員長) それで、今、専門家の人に聞くが、どうか。回線が少し細いの。マイク？

○(公害等調整委員会) こちらは今、Zoomを役所は使えないので、役所の外の回線を使っていて、それがかなり細い。そこが毎回申し訳ないのだが、次回、もう少しちゃんとなるようにまた考えてまいる。

○(委員長) こちらの音声はちゃんと聞こえるのか。

○(公害等調整委員会) はい。そちらからはよく聞こえている。

○(委員長) そうか。分かった。また試験でもしていただきながら対応したいと思うので、よろしくお願ひしたい。

○(公害等調整委員会) ありがとう。

Ⅶ 閉会

○(委員長) それでは、以上をもちまして第2回の第2次フォローアップ委員会は終了とさせていただきます。貴重なご意見をいただき、ありがとう。また次回よろしくお願ひしたい。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

令和 年 月 日

議事録署名人

委員

委員